

健康づくり支援薬局(仮称)※に関する これまでの議論の整理について

※ 名称は別途検討。前回の議論を踏まえ、積極的に健康サポート機能を発揮する薬局の暫定的な略称として、以下「健康づくり支援薬局」を用いる。

厚生労働省医薬食品局総務課

かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師のあり方について

<主なご意見>

- かかりつけ薬局と健康づくり支援薬局の関係はどのように考えているのか。
- 地域住民から信頼されるかかりつけ薬剤師が薬局にすることが必要。
- 地域や門前といった色々な薬局について機能を分けた形で議論した方が市民の方に喜んでいただけるのではないかと。例えば、大病院前の薬局では、麻薬やオーファンドラッグといった希有なお薬をたくさん抱える必要がある。
- 薬局は、健康も、病まれた後も、お亡くなりになる寸前まで少なくとも薬に係る周辺のことを真摯に努めていかないといけない仕事ではないか。
- かかりつけ医は患者さんから電話があったら、すぐに誰なのか脳裏に顔が浮かぶ。一方、薬局の薬剤師はころころ変わってしまい、かかりつけ薬剤師という概念が薬局の中で定着していない。目指すべきは、かかりつけ薬局ではなくかかりつけ薬剤師ではないか。
- たくさんの薬剤師が勤務している大型店舗では、毎回同じ薬剤師が対応することは難しくかかりつけ薬剤師を持つ薬局に限られるのではないかと。

<論点>

- 健康づくり支援薬局(仮称)のあり方を議論する上では、かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師との関係を整理しておく必要があるのではないかと。
- かかりつけ薬局には、かかりつけ薬剤師がいることを求めるべきではないかと。また、地域包括ケアシステムにおける多職種の一員としてのかかりつけ薬剤師について、かかりつけ医との関係を整理する必要があるのではないかと。
- かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師が備えるべき機能の詳細については、引き続き検討が必要と考えられるが、主な機能としては、以下の3つが考えられるのではないかと。
 - ① 患者の服用歴や現在服用中の全ての薬剤に関する情報等を一元的に管理する機能
 - ② 24時間対応、在宅対応を行える機能
 - ③ かかりつけ医を始めとした医療機関との連携機能
- このうち、24時間対応、在宅対応等について、個々の薬局にどの程度の対応を求めるべきか。 1

健康づくり支援薬局(仮称)の定義について

＜主なご意見＞

- 健康情報拠点とは、個にとっての情報拠点なのか、地域包括ケアの中で色々な健康相談ができるという拠点なのか。
- 「健康」のイメージは、健康長寿を伸ばすためのものなのか、あるいは、死ぬまで含めてのものなのか。
- 健康づくり支援薬局とは調剤機能を持った昔の薬局のことではないか。いつでも、どこでも、誰にでも、どんな医薬品でも過不足なくきちんと地域に供給できる基本的な機能があった上で、医療、保健、福祉、介護等を気軽に相談できること、地域の他職種や行政と地域が密着した中で連携できること、地域住民から信頼されるかかりつけ薬剤師がいることが必要。
- 薬局は気軽に立ち寄れるファーストアクセスの場になれる。広く様々な相談の場所になり、必要に応じて専門家につなげるという観点から、健康や栄養など広く捉えながら最初に相談できると良いのではないか。
- 住民にとって健康相談の窓口が広がることはよいことだが、何を相談できるのかが曖昧になるのは住民にとってマイナスではないか。薬局・薬剤師は薬の専門家であり、その機能がまずあってこそその健康づくり支援薬局ではないか。生活習慣全般について何でも広く相談を受けるということであれば、関係機関との連携の仕組みをどうするのかを含めて機能・役割分担を整理する必要があるのではないか。
- まず薬剤師としての基本的な業務プラスきちんとしたトリアージができれば非常に利用者としてもありがたいのではないか。
- 予防の地域住民に対する窓口は現状ない。訪問看護師さんがやっているようなものは非常に良いのでそういった機能を果たしていけるといいのでは。
- 地域包括ケアにおいて、予防から在宅の重くなるときまで機能を果たしていくためには、患者さんとパーソナルな関係を結びつつ、ほかの専門職と連携するという関係をつくってほしい。
- 未病対策についても薬剤師がかかわっていくべきではないか。
- 県の好事例における実際の効果、地域住民の薬局への期待がどう変わったのか等が見えてこない。地域の意見に応じた薬局にしなければならない。健康づくり支援薬局になるために努力する薬局と、そうでないところで差が開いてしまうのではないか。薬局全体のレベルを引き上げるという意味で、リーダーシップという定義も加えるべき。

健康づくり支援薬局(仮称)の定義について

<論点>

- かかりつけ薬局の基本的な機能を有することが必要ではないか。
- 以下のような健康づくり支援について積極的に取り組んでいることが必要ではないか。
 - 要指導医薬品、一般用医薬品、健康食品等の適正な使用に関する助言を行うこと
 - 地域住民から健康に関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、かかりつけ医をはじめ適切な専門職種や関係機関に紹介すること
 - 地域の薬局の中で率先して地域住民の健康づくりを積極的かつ具体的に支援すること

健康づくり支援薬局(仮称)の要件について

＜主なご意見＞

- かかりつけ薬局と健康づくり支援薬局の関係はどのように考えているのか。(再掲)
- 健康づくり支援薬局とは調剤機能を持った昔の薬局のことではないか。いつでも、どこでも、誰にでも、どんな医薬品でも過不足なくきちんと地域に供給できる基本的な機能があった上で、医療、保健、福祉、介護等を気軽に相談できること、地域のお職種や行政と地域が密着した中で連携できること、地域住民から信頼されるかかりつけ薬剤師がいることが必要。(再掲)
- 薬剤師の資質の課題があるのではないか。
- 薬剤師の教育について新しいコアカリキュラムでは、薬剤師として求められる重要な資質として、生涯研修することの重要性が大きく取り上げられている。
- 薬剤師は医薬品情報をしっかり持ち、その情報の提供者として活躍すべき。
- 健康づくり支援薬局の基準を決めるときには、生活者の視点においてどうあるべきかという、生活者にどのように認知されて機能するのかという観点が必要ではないか。
- 住民が健康づくり支援薬局の情報にアクセスできるように、しっかりと知らせるあり方を検討していく必要があるのではないか。
- OTCを販売していると、繰り返しOTCを買いに来ている患者に受診勧奨できるという利点もある。
- 気軽に入りやすい薬局としては、OTCが300品目ほどであると良い。棚が2つあるくらい。
- OTCを服用していても何の薬かわからず自己申告できない患者もいる。OTCの中には医師でも知らないような成分が含まれているものもある。副作用についても患者さんは知らない人が多い。ただOTCを売ればよいという訳ではなく、情報提供が重要。
- 住民にとって健康相談の窓口が広がることはよいことだが、何を相談できるのかが曖昧になるのは住民にとってマイナスではないか。薬局・薬剤師は薬の専門家であり、その機能がまずあってこそその健康づくり支援薬局ではないか。生活習慣全般について何でも広く相談を受けるということであれば、関係機関との連携の仕組みをどうするかを含めて機能・役割分担を整理する必要があるのではないか。(再掲)
- OTCを販売する時にも服薬指導をきちんとする、受診勧奨の際には紹介状を書く等している。
- 薬剤師は健康づくり支援薬局にとどまらず、地域の中に出て行ってほしい。
- OTCに関しても薬歴管理を行い、お薬手帳にも記載している。患者自身が自分の服薬状況について書き込めるようになれば良い。

健康づくり支援薬局(仮称)の要件について

<論点>

- 健康づくり支援薬局(仮称)の定義に関するこれまでの議論を踏まえ、以下の観点から、要件を検討することが適切ではないか。
 - 1 かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師としての基本的機能
 - 2 薬剤師の資質
 - 3 薬局の設備
 - 4 薬局における表示
 - 5 医薬品の供給体制
 - 6 開局時間
 - 7 地域における連携体制の構築
 - 8 健康相談・健康づくり支援

1 かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師の基本的機能

- かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師の基本的機能に関する要件については、備えるべき機能の詳細に関する今後の検討を踏まえて議論することとしてはどうか。

2 薬剤師の資質

＜健康づくり支援に取り組む薬剤師の研修＞

- 薬剤師が、要指導医薬品、一般用医薬品等の適切な使用に関する助言や健康に関する相談応需、適切な専門職種や関係機関への紹介等を適切に実施できることが重要である。
- このため、健康づくり支援薬局(仮称)においては、以下の内容の研修を修了した薬剤師が常駐することが必要ではないか。
 - ・要指導医薬品、一般用医薬品、健康食品等に関する知識と適切な情報提供のあり方
 - ・患者や来局者が気軽に相談できるコミュニケーションの取り方
 - ・地域包括ケアの考え方と多職種・関係機関の役割・活動
 - ・生活習慣病に関する基礎知識と受診勧奨を含めた関係職種との情報共有、連携の方法
 - ・健康増進に関する制度や健診など地域保健の全体像と関係職種・関係機関の役割・活動
 - ・自治体や保険者、多職種等による健康づくり支援の先進的な取組事例

3 薬局の設備

<個人情報に配慮した相談スペースの確保>

- 薬局利用者が要指導医薬品、一般用医薬品、健康食品等について相談しやすい環境をつくるためには、患者・薬局利用者とのやりとりが他の薬局利用者に聞こえないよう、パーテーション等で区切るなどして、個人情報に配慮した相談スペースが必要ではないか。

(参考)「薬局の求められる機能とあるべき姿」

・服薬指導等における患者の症状や体調の確認等に伴い、それらの情報が他の患者に漏れ聞こえる場合があることを踏まえ、同時刻に複数の患者が来局することが想定される薬局においては、服薬指導等における患者とのやりとりが他の患者に聞こえないようパーテーション等で区切られ、独立したカウンターにおいて服薬指導等を行っていること。

4 薬局における表示

＜健康づくり支援薬局（仮称）であることの表示＞

- 地域住民に処方箋なしでも薬局に来てもらうためには、薬局外において、健康づくり支援薬局（仮称）であることや、要指導医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談を行っている旨を表示し、周知することが必要ではないか。
- また、薬局内では、薬局で実施している健康づくり支援の内容を具体的に示すことが必要ではないか。

5 医薬品の供給体制

<要指導医薬品、一般用医薬品の取扱い>

〔調査結果〕

- 保険調剤サポート薬局*における取扱いの平均値は64品目、中央値28品目である。
- セルフメディケーション・サポート薬局**における取扱いの平均値は300品目、中央値235品目である。
- 過去半年間の相談実績について見ると、要指導医薬品・一般用医薬品取り扱い品目数が多い薬局ほど、相談件数が増加する傾向にある。

※薬局におけるかかりつけ薬局機能をもった健康情報拠点薬局を推進するための研究（平成26年度厚生労働科学研究）

- * 日本薬剤師会が行う保険調剤関連の調査に協力する薬局として、県薬剤師会から推薦された薬局
- ** 一般用医薬品を取り扱っており、日本薬剤師会が行うセルフメディケーション関連の調査に協力する薬局として、県薬剤師会から推薦された薬局

- 薬局利用者が要指導医薬品や一般用医薬品について相談しやすい環境を作るために、要指導医薬品及び一般用医薬品を一定数以上取り扱っていることが求められるのではないか。
- 品目数が多いと相談件数は増加するが、品目数が多くなると構造設備を拡充する必要も出てくるため、それらを考慮して、どの程度取り扱うことが適当と考えるべきか。

6 開局時間

＜開局時間の設定＞

- 地域住民が相談したいと思って薬局に行っても、薬局が開局していなければ、意味がない。地域における健康づくり支援薬局(仮称)として、一定時間以上連続した開局が求められるのではないか。
- また、平日仕事をしている社会人の相談に応じるためには、土日休日にも一定時間の開局が求められるのではないか。

(参考)「薬局の求められる機能とあるべき姿」

・近隣の医療機関にあわせた開局時間では、地域における薬局としての必要な機能を果たすことが困難であるため、患家(居宅)において薬剤管理指導業務(以下「在宅薬剤管理指導」という。)を行う小規模薬局を除いて、原則として、薬局は、午前8時から午後7時までの時間帯に8時間以上連続して開局していること。

7 地域における連携体制の構築

＜薬剤師以外の多職種や関係機関との連携＞

- 住民からの健康に関する相談に適切に対応し、受診勧奨や紹介等を円滑に行えるようにするためには、かかりつけ医をはじめとした薬剤師以外の多職種や関係機関（医療機関、地域包括支援センター、行政機関等）と連携しておくことが必要である。
- このため、薬局で行う健康づくり支援の内容に応じて、連携が必要となる薬剤師以外の多職種や関係機関に対し、薬局の取組内容や必要に応じて紹介等を行う旨を説明し、了解を得るなど、あらかじめ、顔の見える関係、連携体制を構築しておくことが必要ではないか。その上で、連絡・紹介先のリストを作成しておく必要があるのではないか。
- 特に、かかりつけ医がいる場合や健診を受けている医療機関がある場合には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応する必要があるのではないか。
- 受診勧奨や紹介の際には、薬局利用者等の同意が得られた場合には、必要な情報を紹介先の医療機関等に文書（電子媒体を含む。）により提供することも重要ではないか。

【専門職種・関係機関との連携の例】（第2回会議資料より）

- ・ 特定健診等の健診を受けていない相談者に対して、保険者や市区町村の相談窓口を紹介
- ・ 相談内容から受診が必要と考えられる場合、かかりつけ医への連絡又は適切な医療機関の紹介（認知症疑いの人を早期発見した際に地域包括支援センター等を紹介するなど）
- ・ 肝炎等の特定の疾患に対する公費負担の相談について、市区町村の相談窓口を紹介
- ・ 介護サービスが必要と考えられる場合、地域包括支援センターや適切な介護事業所を紹介

＜健康に関する相談内容の記録の作成＞

- 薬局・薬剤師が個別の薬局利用者に対して継続して健康相談に乗るためには、過去の要指導医薬品等の販売内容や相談内容を把握しておく必要がある。
- そのため、過去の要指導医薬品等の販売内容や相談内容の記録や保存が求められるのではないか。
- 相談内容の記録にあたっては、薬剤師以外の多職種や関係機関に受診勧奨や紹介を行ったことも、適切に記録しておくべきではないか。

＜健康づくり支援に関する具体的な取組の実施＞

- 率先して地域住民の健康づくりを積極的かつ具体的に支援をするという役割を踏まえれば、自発的に健康づくり支援の具体的な取組を実施していることが必要ではないか。(薬剤師による禁煙相談日、医師による糖尿病予防教室や栄養士による栄養相談会の開催など)

8 健康相談・健康づくり支援 ③

前述のほか、以下の点についても、取り組むことが望ましいものとして、要件に含めることとしてはどうか。

＜健康に関するポスター掲示、パンフレット配布＞

- 地域住民に健康情報を意識してもらうため、国、地方自治体、関連学会等による健康に関するポスター掲示、パンフレット配布による啓発活動に協力する。

＜要指導医薬品等に関するお薬手帳への記載＞

- 薬局利用者が自身が服用している保険診療に係る医薬品及び要指導医薬品等を適切に把握し、薬局以外の医療従事者がその服用状況が把握できるよう要指導医薬品等に関するお薬手帳への記載を指導する。
 - ※ 要指導医薬品等については、購入した日を薬局側が記録するのではなく、住民自身が服用した日を記録するのがより有効な活用方法ではないか。

<衛生材料等の取扱い>

〔調査結果〕

- 保険調剤サポート薬局*における取扱いの平均値は35品目、中央値20品目である。
- セルフメディケーション・サポート薬局**における取扱いの平均値は123品目、中央値70品目である。

※薬局におけるかかりつけ薬局機能をもった健康情報拠点薬局を推進するための研究(平成26年度厚生労働科学研究)

* 日本薬剤師会が行う保険調剤関連の調査に協力する薬局として、県薬剤師会から推薦された薬局

** 一般用医薬品を取り扱っており、日本薬剤師会が行うセルフメディケーション関連の調査に協力する薬局として、県薬剤師会から推薦された薬局

- 住民からの相談に対応し、また、衛生材料、介護用品等の提供の拠点としての役割を果たすために、介護用品や衛生材料等を取り扱うことについても要件化すべきか。

＜地域における健康増進のための各種事業への参加＞

- 地域の行政、関連団体と連携するために、健康増進の各種事業への参加も大切である。
- 地域において、関連団体と連携するためには、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等に連携・協力し、地域の行政や医師会や歯科医師会が実施・協力する健康増進やその他各種事業等(くすり教育等の啓発活動、多職種との研修事業など)に主体的に参加し、健康増進に貢献していることが望まれるのではないか。